

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

わが国では、令和3年10月時点において、65歳以上の人口は3,600万人を超えており、国民の約3人に1人が高齢者となっています。

また、令和7（2025）年※には団塊の世代が75歳以上、令和22（2040）年※には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口はピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予測されています。

このような状況を見据え、地域包括ケアシステム※のさらなる深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく健やかに暮らせる安心・安全なまちづくりを推進していく必要があります。

本市では、平成27年度に「糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」（以下「第6期計画」という。）を策定し、「いとしま地域包括ケアシステム」の構築を進めました。平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）においては、地域包括支援センター※（以下「包括センター」という。）の機能強化や介護予防・日常生活支援総合事業※（以下「総合事業」という。）の充実等に取り組み、地域包括ケアシステムの推進を図りました。また、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）においては、多様化・複雑化する課題に対応できる支援体制の構築を図るため、重層的支援体制※整備事業を開始しました。

今後、地域共生社会※の実現に向け、地域包括ケアシステムの包括的な支援の考え方を、全世代・全対象型に発展させるため関係機関との連携により各施策を推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、第8期計画までの取組を継承し、令和22（2040）年を見据えた「糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

注：本文中の「※」を付した用語の解説を巻末に記載しています。

## 2 計画の位置付け・計画期間

### (1) 法的位置付け

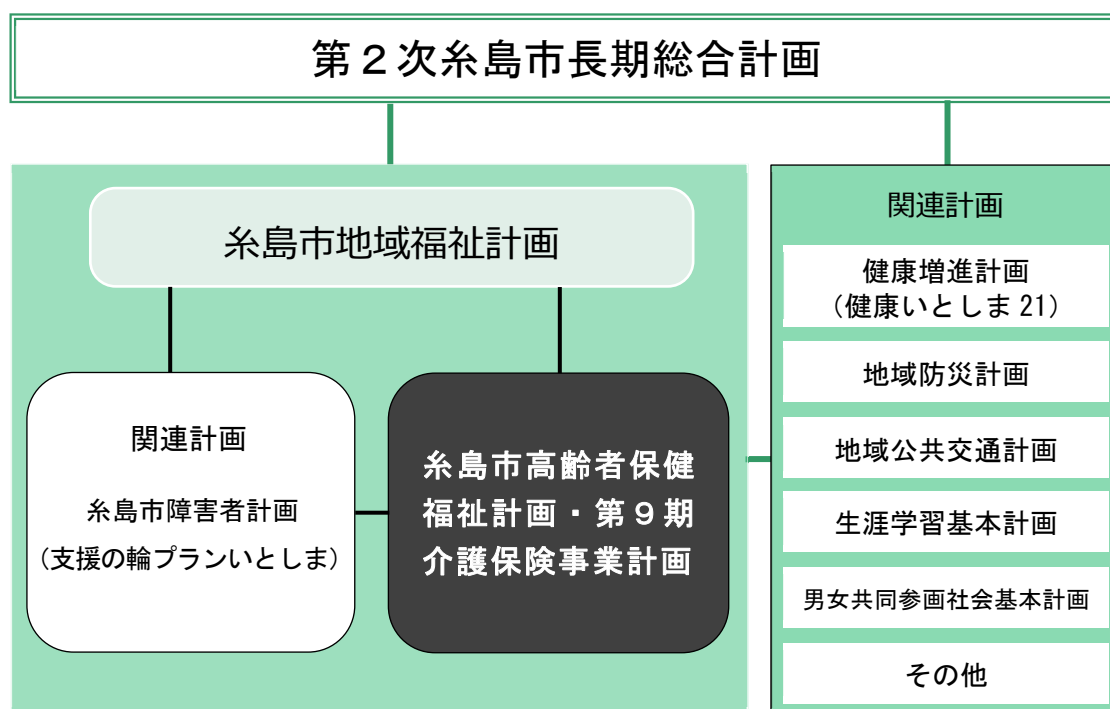
「高齢者保健福祉計画」は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づき、本市で確保すべき高齢者福祉事業量の目標、必要量の確保のための方策、その他高齢者福祉事業の供給体制の確保に関し、必要な事項を策定します。

「介護保険事業計画」は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき、本市の介護保険サービス及び地域支援事業<sup>\*</sup>を円滑に実施していくために、必要なサービスの内容や必要量の把握、サービス提供体制への整備等を策定します。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、各根拠法令の規定により、一体のものとして策定されなければならないとされています。

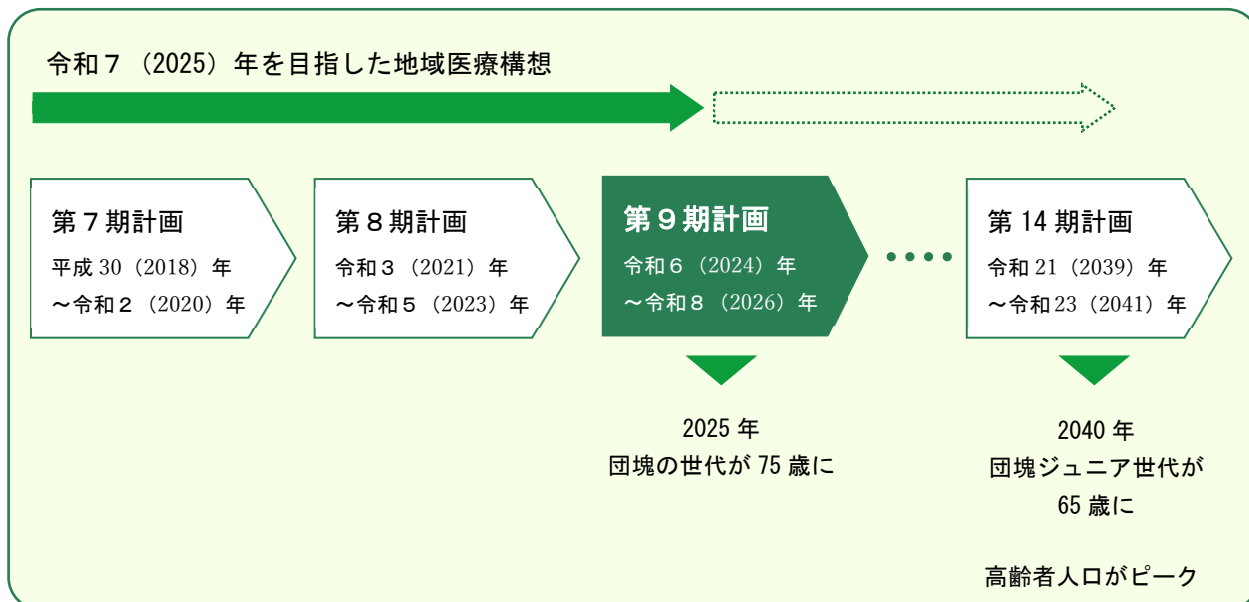
### (2) 関連計画との関係

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、国が定める計画の策定指針を踏まえるとともに、本計画とも関連が深く、連携して進めていく必要がある「福岡県高齢者保健福祉計画」「福岡県地域医療構想<sup>\*</sup>（以下「地域医療構想」という。）」、及び基本的な市全体の指針を定めた「第2次糸島市長期総合計画」との整合を図ります。また、他の計画との調和を保ちながら本計画の策定を行います。



### (3) 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。本計画期間中にあたる令和7（2025）年、さらにはその先の令和22（2040）年を見据えた計画を策定し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。



### (4) 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための令和12年までの開発目標です。令和12年を期限として、17の開発目標を掲げ、国際社会全体の課題として取組を進めています。

長期総合計画においても施策の展開にSDGsの目標を設置しています。本計画は、長期総合計画の施策とも連携していることから、SDGsの目標から、3「すべての人に健康と福祉を」、10「人や国の不平等をなくそう」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」の3つを挙げ、本計画を推進していきます。



### 3 計画策定方法と体制

#### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施

本計画の策定にあたり、市内に在住する65歳以上の高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスに対するニーズを把握するため実施しました。

##### ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者	令和4年9月30日現在市内に居住する65歳以上の高齢者より無作為抽出した5,000人（要介護認定者を除く）
調査地域	市内全域（日常生活圏域5圏域）
調査方法	配布：郵送 回収：郵送又は各校区コミュニティセンター、健康福祉センターあごら・ふれあい、高齢者福祉施設*二丈苑、介護予防センターはつらつ館に設置の回収箱に投函
調査期間	令和4年11月1日～令和4年11月30日
回収結果	配布数：5,000人 有効回収数：3,287人 有効回収率：65.7%

##### ② 在宅介護実態調査

調査対象者	令和4年9月30日現在市内に居住する65歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護の在宅の対象者データから無作為抽出した1,200人
調査地域	市内全域
調査方法	配布：郵送 回収：郵送又は各校区コミュニティセンター、健康福祉センターあごら・ふれあい、高齢者福祉施設二丈苑、介護予防センターはつらつ館に設置の回収箱に投函
調査期間	令和4年11月1日～令和4年11月30日
回収結果	配布数：1,200人 有効回収数：771人 有効回収率：64.3%

## **(2) 糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会**

本計画は、学識経験者や介護・保健・医療・福祉関係者等で構成された「糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会」を設置し、協議結果を踏まえて策定しました。

## **(3) パブリックコメントの実施**

計画素案に対し、市民から幅広い意見を募集し、計画に反映させるために、パブリックコメントを令和5年12月に実施しました。